



# 私の育休報告



## No.24「私なりの両立をめざして奮闘中!」

当会会員 女性会員 (65期)

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。会費免除を受けた会員は、報告書を提出することが義務付けられています。本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考としていただければと思います。

子どもが生まれたらできるだけ一緒に過ごしたい、でも、実務経験が浅いので現場を離れるのは不安……長らくモヤモヤした思いでしたが、妊娠を機に、自由業ならば弁護士業務と育児を両立することができるはずと考えるようになり、保育園に預けることなく、在宅で、育児をメインにしながら、わずかでも弁護士業務を継続してみることにしました。ただ、妊娠中に悪阻で絶不調が続いたのは想定外で困りましたが、不要不急の用事は延期し、期日のときは点滴を打ち、タクシーを使って凌ぎました。

在宅育児はノンストップですが、平日の昼間に多い子連れで参加できる交流会に行けるので、月齢の近い子どものいる仲間がすぐにつき、情報交換や相談をして支え合っています。

期日や打合せで外出する際は、同業の夫か、実家の両親に来てもらい子どもを頼むので、帰宅すればすぐに育児に戻れます。外出する日は、独りで自由に行動できるので、仕事をしながらも気晴らしになります。

もっとも、事務所にいればすぐにできるコピーやFAXがすぐにできなかつたり、在宅では資料が乏しく調べものが難しかったり、携帯対応していると稀に週末に連絡が入る等の煩わしさがあります。FAXやまとまったコピーは、週末や子どもが寝た後の夜に事務所に行っ

て作業し、急ぎの場合は、比較的落ち着いて利用できる近所の公共施設のコピー機を、FAXはコンビニを利用して対処しています。調べものは子どもを預けて図書館に行ったり、夫に借りてきてもらったりすることもあります。

また、子どもの成長に伴って昼寝の時間が短くなると、仕事をするのは子どもが寝ていると確実に時間を確保できる深夜になりますが、朝は子どもの起床に合わせるので常に睡眠不足です。

案件の数を絞ると、業務経験が広がらないことや、報酬の間隔が長くなり社会保険料などの最低経費の捻出ができるか等の不安は拭えませんが、一時的なことと考えるようにしています。

こうして自分の思い描いた生活ができているのは、私のわがままを容認してくれる事務所代表の理解があってこそであり、感謝してもしきれません。

迷いや不安は尽きませんが、育児も弁護士業もいずれも人と関わることなので、依頼者との距離感のつかみ方はわが子ながらも別人格の子育てにも、子どもの予想できない刻々と変わる動きや反応への臨機応変な対応は弁護士業にも、というように、両立することで相乗効果を期待しています。 ■